

## 9. ぼうこう・直腸機能障害

### ◆ 3つの要素の数で等級が決まる

「腸管のストマ等」「尿路変更のストマ等」「加重要素」

- ◇ 上記の要素が 1つ 4級
- 2つ 3級
- 3つ 1級

・ 同じ要素に分類される機能障害が複数あっても要素が1つと数える

### ◆ 「腸管のストマ等」

- ◇ 腸管のストマ
- ◇ 治癒困難な腸瘻
- ◇ 高度の排便障害 下記を原因とするものに限る
  - ・ 先天性疾患
  - ・ 直腸手術
  - ・ 先天性鎖肛による肛門形成術or小腸肛門吻合術

### ◆ 「尿路変更のストマ等」

- ◇ 尿路変更のストマ
- ◇ 高度の排尿障害下記を原因とするものに限る
  - ・ 先天性疾患
  - ・ 直腸手術
  - ・ 自然排尿型代用ぼうこう（新ぼうこう）

※「治癒困難な膀胱瘻」は認定対象外

### ◆ 「加重要素」

- ◇ ストマにおける排便・排尿管理が著しく困難
- ◇ 腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難

※「高度の排便障害」「高度の排尿障害」に関する加重要素は設けられていない

### ◆ 腸管または尿路変更のストマ

- ◇ 障害認定対象となるストマとは、排尿・排便のための機能をもち、永久的に造設されるもの
  - ・ ぼうこう摘出や肛門温存の有無は問わない
  - ・ 自然な排泄経路が温存されている場合には、将来的なストマ閉鎖の可能性について明示すべきであり、必要に応じて再認定を行う

例) 吻合不全などの非悪性腫瘍例

ストマ閉鎖術を行う可能性の高い若年者など

- ・ 経管栄養や投薬、洗浄を目的としたものは対象外  
例) 重度嚥下障害に対する腸管栄養のための腸瘻
- ・ 手術等で意図的に設けた「ストマ」であって、合併症等で意図せず生じた「瘻孔」は含まれない
- ・ 瘻孔を排尿・排便に有効活用していても、自然の瘻孔のままではストマに含まれないが、形成術を施した場合はストマに含まれる

#### ◆ 治癒困難な腸瘻

- ◇ ストマ以外の瘻孔から腸内容の大部分の漏れがあり、手術等によって閉鎖の見込みのない状態のものをいう
  - ・ 手術等で閉鎖ができない見込みを示されないと認定できない
  - ・ 漏出量の少ない腸瘻は対象外

※ 膀胱瘻（からの尿漏れ）は手帳交付の対象外

#### ◆ 「高度の排便・排尿障害」の対象疾患

- ◇ 神経損傷による排便・排尿障害をきたす疾病は多数あるが、身障手帳交付の対象となるものはその一部に限られている
  - ・ (二分脊椎などの) 先天性疾患
  - ・ 直腸手術や自然排尿型代用ぼうこうによる神経因性膀胱
  - ・ 先天性鎖肛による肛門形成術or小腸肛門吻合術

◇ 脊髄損傷による神経因性膀胱は認定対象外

#### ◆ 障害認定可能な時期

- ◇ ストマは造設直後から認定可能
- ◇ 治癒困難な腸瘻は、治療が終了して、手術等でも閉鎖できない見込みと診断されてから
- ◇ 高度の排尿・排便障害、ストマ・腸瘻による排便・排尿管理が著しく困難は術後6か月以降から